対策

児童虐待件数は年々増加し、 件が後を絶ちません。 によって子どもが命を奪われる事 児童相談所や市町村で対応する 虐待

ついて紹介します。 今回は、児童虐待とその対応に 「しつけ」と称する体罰も虐待に

虐待には、「身体的虐待」(殴る)

暴言など)があります。 的虐待」(子どもの面前での暴力 グレクト」(育児放棄など)、「心理 (子どもへの性的行為など)、「ネ たたくなどの行為)、「性的虐待.

のしつけと称して行う体罰も虐待 防止法が改正され、保護者による で、理解を深めることが重要です。 があり、保護者に全く自覚がなく 待防止に向けての体制が一層強化 となることが明確となり、 ても虐待になる場合がありますの 体罰が禁止され、 このように虐待にも様々な種類 令和2年4月からは、児童虐待 保護者が子ども 児童虐

も発達支援センター) と児童相談 されました。 児童虐待への対応 児童虐待への対応は、 市(子ど

●児童虐待の早期発見・早期支援

支援していくためには、 児童虐待などを早期発見・早期 要対協の

ています。

ともに連携・協働しながら対応し れぞれの役割のもと、関係機関と 所 (飛驒子ども相談センター) がそ

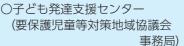
達支援センターと連携をとって、 の充実を図るとともに、子ども発 幼児期における包括的な支援体制 康包括支援センターを設置し、 児童虐待の早期発見に努めていま また、市では今年4月に母子健 乳

要保護児童対策地域協議会の

要とする児童、養育が不適切なた もを守る地域ネットワークです。 機関で構成する法定化された子ど 設置しています。 要対協は複数の 対策地域協議会(以下「要対協」)を めに支援を必要とする児童に対し 支援を行う、高山市要保護児童等 市では児童虐待などで保護を必

安全安心に暮らせる地域を目指 無に関わらず、すべての子どもが どもを虐待から守る、 市では障がい児も対象に含め、子 支援も行っています。また、高山 支援が必要と認められる妊婦への 出産後の養育に不安を抱き、特に や支援を必要とする児童のほか、 し、活動しています。 要対協では、虐待を受けて保護 障がいの有

通告先



- ☎35-3179 (平日) 32-3333(夜間、休日)
- ○飛驒子ども相談センター **2**32-0594
- ○全国共通ダイヤル
- ○高山警察署 **2**110

要となります。 地域が一体となった取り組みが を見守る・子育てを支えるという、 活動だけではなく、地域で子ども

プラスのメッセージを

ワンポイントアドバイス

のひとつにつながります。 の一人ひとりが意識していただく ではなく、どの家庭にも起こりう ことで、子どもの笑顔を守る活動 る可能性があります。地域の方々 虐待は特別な家庭に限った問題

関へご連絡ください。 と疑いを持ったら、迷わず関係機 告する義務が規定 (児童福祉法第 二十五条)されています。 児童虐待を発見した場合は、 诵



応援します

児童扶養手当現況届

児童扶養手当とは、父子家庭や母子家 庭などの生活の安定と自立を助け、 もの心身の健やかな成長のために支給さ れるものです。

手当を受けるためには、必要な書類を 添えて市へ申請する必要があります(所得 制限あり)。

現在、手当を受給されている方には、「現 況届」の案内をお送りしますので、 8月 31日 (月)までに手続きをお願いします。



屋に飾っておくということも、 スのメッセージとして子どもに伝わ です。抱きしめる、失敗したときに です。また、子どもが作った物を部 「頑張ったね」ということでもよいの されている」という思いになれること 伝えること、子どもが「自分は大切に とではなく、「プラスのメッセージを 大切なのは褒め言葉をかけるこ

が褒めることで「これは褒められる れるとうれしくて、もっと褒められ はわからないことが多いので、大人 が増えていきます。 たいという思いから、 行動なんだ」と認識します。 褒めら 幼児は、何がよい行動か、自分で プラスの行動

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

【基本給付】1世帯5万円、第2子以降3万円/人【追加給付】1世帯5万円 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、 臨時特別給付金を支給します。※詳しくはお問い合わせください。 問合 子育て支援課 **35-3140**